

令和5年4月5日

保護者の皆様

鷹南学園三鷹市立東台小学校

校長 小林 陽子

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

ご家庭におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大の防止にご尽力いただき感謝申し上げます。

令和5年4月1日付で三鷹市教育委員会より「新型コロナウイルス感染症に対応した三鷹市立小・中学校における学校運営ガイドライン一部改訂版」が通知されました。つきましては、本校もそれに従い学校運営を行います。下記の内容をご確認の上、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校での感染症予防対策（児童に対する指導）

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 学校教育活動においては、児童及び教職員に対し、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、マスクの着脱を強いることのないようにします。
- 3つの「密」（密閉・密集・密接）を避けます。
- 換気を徹底します。
- 人と人との距離を確保します。
- 正しい手洗いや手の消毒などの基本的な感染症対策を徹底します。
- 児童・生徒、保護者等や教職員の健康観察を徹底します。

(2) 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 感染状況に応じて、飛沫感染の可能性が高い活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避けて実施します。
- 感染リスクの不安等により、登校することができない児童の学習の保障を確実にを行います。
例えば、タブレット端末を活用したオンライン授業の実施等の工夫をします。
- 実技を伴う体育の授業を実施する場合は、熱中症事故の防止に係るこれまでの通知を踏まえ、熱中症に留意するとともに健康状況を考慮して実施します。

(3) 放課後・休日における感染対策及び生活指導について

- 「くすのきっず」は、感染症対策を十分に講じた上で実施するよう協力を要請します。
マスクの着用を求めないことを基本とします。

(4) 学校行事について

- 実施に当たっては、感染状況に応じ、実施方法・内容について十分検討します。
- 宿泊を伴う活動について、実施の計画に当たっては、次の点について確認します。

- ・ 宿泊先や訪問先の施設等の感染症対策等
 - ・ 児童・生徒の感染が判明した場合の発症者の隔離や看護、濃厚接触者の対応及び保護者への引渡し方法等
 - ・ 移動に係る輸送機関の車内や機内等の換気等
 - ・ 宿泊先における人数に配慮した部屋割や入浴施設の利用等
- 児童・生徒と保護者に対して、実施のねらい、実施中の感染症対策、経路、利用する交通機関、緊急時の連絡体制、医療体制、キャンセル料等について丁寧に説明し、特に次の点について必ず確認した上で、実施開始日のおおむね1か月前までに参加承諾書を得ます。
- ・ 実施2週間前から、児童・生徒の健康観察を徹底するとともに、同居の家族についても健康状況を把握します。
 - ・ 本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、治癒するまで参加できないこととします。
 - ・ 本人又は同居の家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染していないことが確認できるまで参加できないこととします。

(5) 学校給食及び昼食について

- 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、(机を向かい合わせにする場合には)児童・生徒等の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこととします。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させます。
- 喫食の前後には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させます。

(6) 休み時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底します。
- 児童・生徒が互いの間隔を適切にとるとともに、休み時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導します。

【問い合わせ】
副校長 野間 啓二郎
電話 0422-47-7457